

# いずみさの昔と今 第273回

「大人も夢中にさせた郷土玩具たち」

前号に引き続き、市制施行70周年記念平成30年度夏季企画展「日本の郷土玩具―込められた人びとの思い―」に関連して、日本の郷土玩具について紹介します。

郷土玩具は、現在の商品化されている玩具と同じように、子ども遊び道具として作られ、子どもに親しまれたものが多くあります。しかし、郷土玩具の中には子どもだけでなく、大人をも夢中にさせたものも少なくありませんでした。例えば「独楽（こま）」は今でもよく目にする玩具で、実際に遊んだことのある人が多いかと思えます。

独楽はドングリの実などを回して遊ぶ自然玩具に工夫を加えることで発達したといわれています。独楽が中国から日本へ渡来すると奈良時代には朝廷行事の余興として行われ、平安時代では貴族の間で遊戯として広まりました。独楽が一般の人に広く普及したのは江戸時代といわれ、従来の唐独楽（とうごま）上下を板でふさいだ筒に縦穴を開け、中心に串状の心棒を入れたもの（のほかに、叩き独楽や八方独楽（はっぽうごま））などが生み出されました。

一般の人々の間で人気となり、独楽を使った見世物興行や賭け事なども多く行われるようになりました。この賭け事などの流行により江戸幕府は元禄（げんろく）年間（1690～1700年代）に独楽の販売、使用を禁止しました。以後三度にわたる禁止令が出され、それだけ当時の人々の間で独楽が流行していたことが分かります。

独楽のほかに「凧（たこ）」も子どものみならず、大人も夢中にさせました。凧は竹や木などを骨にして紙や布を張り、糸をつけて風の力で空高くあげる玩具です。日本では、平安時代以前に中国から伝わったとされており、鎌倉時代には軍事に用いられたこともありました。その後、貴族や武士階級、さらに一般の人々に普及し、江戸時代になると子どもの正月遊びの玩具として流行します。現在では正月だけではなく、その地域によって季節ごとに凧あげが行われたりしています。特に5月の端午の節句に大凧あげや凧合戦（基本的には互いの凧を絡ませ、紐が切れた方が負けとする）が大人の間で流行

し、今でも埼玉県や新潟県など、いろいろな地域で行われています。そのほか、男児の初節句に祝い凧（鶴や亀などの縁起のいい漢字をモチーフにした凧）を贈る地域や、初凧あげといって凧あげをする地域もあります。このように郷土玩具の中には子どもだけでなく、大人でさえも夢中にさせたものがあります。そして、それらは遊ぶだけではなく、季節の行事に取り入れられ、人々の生活に浸透し、受け継がれています。

10月7日(日)まで開催中の本企画展では、そんな郷土玩具を間近で見ることができ、ぜひお越しください。



▲大吉独楽（当館蔵）

レイクアルスタープラザ・カワサキ歴史館いずみさの  
☎469-7140 Fax469-7141  
休館日 月曜日、祝日（祝日が月曜日の場合は月曜日と火曜日が休館）  
開館時間  
午前9時～午後5時  
（入館は午後4時30分まで）  
入館料 無料

- テレビの通販番組などのトラブルが、中高年世代で増加しています。
- 事例1 ダイアのピアスを注文したが、届いた品はタレントが着けていた物よりずっと安っぽく見える。高額だし返品したい。
  - 事例2 女性が高枝切りばさみを楽々と操作していたので、高齢の父がこのはさみを購入したが、重くて操作出来ない。
  - 事例3 骨盤矯正器具だと思っただけで電動マットを購入したが、使うと脚が締め付けられて痛い。返品したいと電話をしたが、駄目だと断られた。
  - 事例4 高齢の母が申し込んだフライパンが届いた。説明書を読んでも難しく使用できない。クーリング・オフを申し出たが断られた。未使用なので不満。
- 【通信販売の返品・交換に関するルール】 テレビ、カタログ、

消費生活センターだより

見守りリー→

相談はお早めにセンターへ!!

相談受付 午前9時～午後4時30分

南海線「泉佐野」駅前 ☎469-2240

## テレビショッピングに注意を

ネットなどの通信販売には、クーリング・オフの適用はありません。自分で広告などの情報を得て申し込んでいるため、不意打ち性が無く、熟慮のうえで購入したと考えられるからです。返品・交換などは、業者の規約に従うこととなります。「返品不可」とあれば返品できません。返品を受け付けている場合でも「パッケージ開封後は不可」「使用後の返品不可」「商品到着後5日以内なら返品可」など、様々な条件が付いている事があり、十分な注意が必要です。

返品についての記載がない時は、受け取った日から数えて8日以内なら返品可能です（返品送料は購入者負担です）。最初から商品に不具合がある場合や注文品と違うなどの場合は、早急に交換を申し出ましょう。

【アドバイス】 映像や音声での臨場感あふれる商品紹介や、「今から3時間内の数量限定」とせがみ出す演出があります。その反面、デメリットや返品事項は、ごく短時間の表示ですぐに消えます。サイズ、重さ、値段、使用法なども、できるだけ詳しく確認してから申し込みましょう。イメージに影響されず、契約は慎重に！

相談は、早めに消費生活センターへ。